

浜松市美術館等の美術資料の貸出し及び寄託等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市美術館及び秋野不矩美術館等において所蔵する美術品及び美術工芸品及びポジフィルム等(以下「美術資料」という)の館外への貸出し及び美術品等の寄託に関し必要な事項を定めるものとする。

(美術資料の貸出し)

第2条 教育委員会(以下「委員会」という。)は、次に掲げる者に対して、美術品等を貸し出すことができる。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) その他管理者が特に必要と認めた団体

2 美術品等の貸出しの許可受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項について文書等により委員会に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地に並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 借用する美術品等の名称並びに作者名及び点数
- (4) 借用目的
- (5) 借用内容
- (6) 借用日時

3 委員会は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し適当と認めるときは貸出しを許可し、その旨を申請者に通知する。

4 美術品等の貸出しの期間は、30日以内とする。ただし、管理者が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

5 美術品等の貸出しは、原則として無償とする。

(借用権の譲渡禁止)

第3条 借受者は、借用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出し許可の取消し等)

第4条 申請者が次の各号の一に該当する場合は、美術品等の貸出しの許可を取消し、又は停止をすることができる。

- (1) 貸出し許可条件に違反したとき。
- (2) 貸出しに関して職員の指示に従わないとき。
- (3) その他委員会が適当でないとき。

(現状回復の義務)

第5条 借受者は、美術資料を損傷し、又は滅失したときは、その損害について委員会が定める額を賠償しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(美術品等の寄託)

第6条 美術品等を寄託しようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項について文書等により委員会に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所又は所在地に並びに氏名又は名称及び代表者氏名
- (2) 申請者の電話番号又は連絡先
- (3) 託物品等の名称並びに点数
- (4) 寄託期間
- (5) 寄託理由

2 委員会は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し寄託を決定したときは、美術品等受託証(別記様式)を交付する。

3 受託物は、特別の場合のほか、美術館所蔵のものと同じの取扱いをする。

4 受託物は、美術品等受託証(別記様式)と引換えに返還する。

5 美術品等の寄託及び返還に要する費用は、原則として寄託者の負担とする。

(受託物に関する責任)

第7条 受託物が天災その他不可抗力により損傷し、又は滅失した場合は、原則として市はその責めを負わない。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

| | | |
|---|-----------------|----------|
| 美術品等受託証 | | 年 月 日 |
| 様 | | 浜松市教育委員会 |
| 年 月 日付けで寄託の申込みがあった下記物件を受託します。 | | |
| 記 | | |
| 寄託物件 | | |
| 受託期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| <p>受託条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受託物は、特別の場合のほか、美術館所蔵の美術品等と同一に取り扱います。 2 受託期間は、3年とします。ただし、受託期間満了日前までに当事者のいずれか一方から、返還の意志表示がされた場合は、この限りではありません。 3 受託物が天災その他不可抗力により損傷し又は消失した場合は、市はその責めを負いません。 | | |

（第2条関係）見本

| | | |
|-----------------------------------|-----|-------|
| 美術品等貸出許可申請書 | | 年 月 日 |
| （あて先） 浜松市教育委員会 | | |
| 申請者 住所（所在地） 氏名（名称及び代表者名） 電話 | | |
| 次のとおり美術品等の貸出を申請します。 | | |
| 記 | | |
| 美術品等の名称 | 作者名 | 点数 |
| | | |
| 借用目的 | | |
| 借用内容 | | |
| 借用期間 | | |

第2条関係見本

| | | | |
|------------------------------------|-------|-----|----------|
| 美術品等貸出許可 | | | 年 月 日 |
| 様 | | | 浜松市教育委員会 |
| 年 月 日付けで申請があった美術品等の貸出しを次のとおり許可します。 | | | |
| 記 | | | |
| 美術品等の名称 | 作 者 名 | 点 数 | |
| | | | |
| 展 覧 会 名 称 | | | |
| 展 覧 会 内 容 | | | |
| 日 時 | | | |
| 備 考 | | | |

第6条関係見本

| | | |
|-------------------------|-----------------|-----------------------------------|
| 美術品等寄託申請書 | | 年 月 日 |
| (あて先) 浜松市教育委員会 | | 申請者 住所(所在地) 氏名(名称及び代表者名) 電話 |
| 次のとおり美術品等を寄託したいので申請します。 | | |
| 記 | | |
| 寄 託 物 件 | | |
| 寄 託 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 寄 託 理 由 | | |
| 備 考 | | |